

## 公表制度に関する京田辺市火災予防条例施行規則の該当条文

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第25条の2 条例第47条の2第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第47条の2第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第25条の3 条例第47条の2第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を当該防火対象物の関係者に通知した日から14日を経過した日(京田辺市の休日を定める条例(平成2年京田辺市条例第22号)第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日以後において最初に到来する市の休日でない日)において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

2 前項の公表は、前条第2項に規定する違反が是正されたことを確認できるまでの間、行うものとする。

3 第1項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

(2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)

(3) その他消防長が必要と認める事項